

船舶事故調査報告書

令和4年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	沈没
発生日時	令和3年10月4日 11時30分ごろ
発生場所	福井県高浜町東方沖 内浦港内浦防波堤灯台から138° 1.6海里付近 (概位 北緯35° 31.1' 東経135° 31.0')
事故の概要	プレジャーボート ^{にしむら} 西村は、北北東進中、波を受けて海水が船内に流入し、沈没した。
事故調査の経過	令和3年10月26日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 西村、5トン未満（長さ2.30m）
船舶番号、船舶所有者等	251-21136 京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 0.5～1.0m、潮汐 上げ潮の末期 本事故発生時、気象に関する注意報及び警報は発表されていなかった。
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、‘陸岸の東方沖に設置された定置網’（以下「本件定置網」という。）の北方で釣りを行っていたところ、徐々に風が強くなり、波高が約50cmになったので、船長が釣りを終了して出発場所である本件定置網の南西方の砂浜に向けて帰航を開始した。</p> <p>船長は、本件定置網が‘陸岸沖に点在する磯場’（以下「本件磯場」という。）と網により、水面上で接続されていたが、航程を短縮する目的で本件磯場付近に向かって航行を続けた。</p> <p>船長は、本件磯場に到着後、機関を停止させ、本件磯場と本件定置網を接続する綱をくぐって航行可能であるか確認したが、航行できないと判断し、機関を始動させた。</p> <p>本船は、本件定置網を迂回しようと北北東方に向かい始めたところ、右舷から約1mの波を受け、海水が船内に流入し、滞留して沈没した。</p> <p>船長は、海面に投げ出された後、本件磯場の岩に上り、携帯電話で出発場所付近にいる別の知人に連絡し、来援した漁船に救助された。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、船首部、船体中央部及び船尾部に3分割する2人乗りのミ</p>

	<p>ニポートに6馬力の船外機を搭載し、船長が船舶検査を受検して使用し、2人乗船したときの舷縁の水面上高さが約40cmであった。</p> <p>船長は、磯場では波高が高くなることを承知していた。</p>
分析	<p>本船は、ミニポート規格の小型船舶であり、本件定置網の北方から南西方の砂浜に向けて帰航する際、船長が、磯場では波高が高くなることを承知していたものの、航程を短縮する目的で本件磯場に接近したことから、舷縁を越える高さの磯波を受けて海水が船内に流入し、滞留して沈没したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、ミニポート規格の小型船舶であり、本件定置網の北方から南西方の砂浜に向けて帰航する際、船長が、磯場では波高が高くなることを承知していたものの、航程を短縮する目的で本件磯場に接近したため、舷縁を越える高さの磯波を受けて海水が船内に流入し、滞留して沈没したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 舷縁が低いミニポート規格の小型船舶の船長は、波高が高くなる磯場に近寄らないこと。